

# インフルエンザ治癒報告書について

東海市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インフルエンザについては、医療機関に発行してもらっている「学校感染症診断結果の報告」（登校許可書）の提出が不要になりました。インフルエンザが治癒し、登校する際には、下記の用紙を保護者の方が記入し、ご提出ください。

※発熱をして病院へ行く場合は、必ず病院へ電話をしてから、出向いてください。

<参考資料>

インフルエンザと診断された場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされていますので、それを目安に、学校を休んで回復に努めてください。（基準の日数を超えても出席停止扱いとします。）

学校への登校を再開する時は、下記の「インフルエンザ治癒報告書」を担任へ提出してください。

## 【インフルエンザ出席停止期間の数え方】

発症した日・解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

そのため最短でも5日は登校できないことになります。

全ての児童の健康と安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

発症 解熱	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日			登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日		登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可

----- きりとり -----

## インフルエンザ治癒報告書

東海市立 \_\_\_\_\_ 学校長様

\_\_\_\_\_ 年 組 番 氏名

保護者氏名 \_\_\_\_\_

出席停止理由（病名） \_\_\_\_\_ インフルエンザ（ \_\_\_\_\_ 型） ※型が、分かっている場合に記入

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(発症日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、解熱日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

医療機関名 \_\_\_\_\_ 提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日